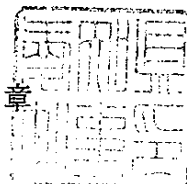




29大気第579号
平成30年1月22日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀 章



愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について（諮問）

愛知県における地球温暖化対策推進のあり方について、貴審議会の意見を
求めます。

担 当 環境部大気環境課地球温暖化対策室
温暖化対策グループ
電 話 052-954-6242 (ダイヤル)

説 明

我が国は2002年に「京都議定書」を批准し、目標達成に向けた国内体制の整備を進めてきました。そして、本県では2003年の公害防止条例を「県民の生活環境の保全等に関する条例」に全面改正する際に、県による地球温暖化の防止に係る実行計画の策定や大規模事業者に対する地球温暖化対策計画書等の提出義務といった地球温暖化防止に関する規定を盛り込みました。

2005年には「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、2012年にはこれを「あいち地球温暖化防止戦略2020」に改定し、地球温暖化対策を推進してきました。

しかしながら、2015年12月には「京都議定書」に代わる新たな国際的枠組みとして、歴史上初めて全ての国が参加する「パリ協定」が採択され、国においても、2016年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されるなど、地球温暖化問題を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。

本県ではこうした情勢を踏まえ、今年度、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することを目標とする新たな地球温暖化防止戦略を策定することとしており、その目標達成に向けては、県民・事業者・行政など全ての主体が問題意識を共有し、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

そのため、条例の見直しも含め、地球温暖化対策推進のあり方について貴審議会の意見を求めるものです。